
重点1 富士山の環境保全対策の推進

1-1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進(観光資源課)

日本の象徴である富士山の美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

平成8年、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

この制定記念式典の中で、県は、ボランティア活動を基本とする「富士山1億人運動」を提唱したところであり、県としては、この「富士山憲章」を、広く国民に理解していただき、富士山保全のために、この運動を推進するとともに、富士山を愛する人々の思いを結集し、保護と適正な利用を図ることとしています。

富士山憲章は、日本の象徴である富士山を、この美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、

○自然を守り、文化を育むこと、○自然と人との共生を図ること、○環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

平成20年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

(1) 環境問題意識の啓発

・富士山憲章キャンペーン等の実施

日本のシンボルである富士山の環境保全に向けた山梨・静岡両県の取り組みを、全国に情報発信し、憲章推進運動を「国民的な運動」に盛り上げるため、普及啓発キャンペーンを展開しました。

また、平成20年度は富士山憲章制定から10周年の節目の年にあたることから静岡県と共同で記念フォーラムを開催しました。

ア 富士山憲章制定10周年記念フォーラムの開催

11月18日、ハイランドリゾートホテルにおいて静岡県と共同で実施。富士山憲章功労者表彰、富士山ポエム大賞入賞者表彰、パネルディスカッションほか。約300名参加。

イ 富士山五合目重点キャンペーンの実施

7月16～31日(7/19～22、25、27、28を除く)の延べ9日間、市町村関係者、富士山レンジャー、地元中高生や一般募集ボランティアなど92名が参加。

ウ 富士山頂キャンペーン

8月1日、吉田・須走口山頂及び富士宮口山頂において静岡県と共同で実施。28名参加。

エ ぐるり富士山 道の駅キャンペーン

7月28日、富士山周辺「道の駅」(山梨側「富士吉田」、「かつやま」「なるさわ」、静岡県側「ふじおやま」、「富士川楽座」、「富士」「朝霧高原」)において静岡県と共同で実施。27名参加。

オ 山麓キャンペーン

8月10～18日及び8月23～24日の延べ11日間、富士スバルラインマイカー規制期間中のシャトルバス利用者を対象に山麓駐車場において、富士山レンジャーとの連携により環境マナー啓発活動を実施。

カ その他

東京、愛知など、県や観光物産連盟、地元観光協会等が実施する観光キャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

(2) 富士山憲章推進会議

「富士山憲章推進会議」＝山梨・静岡両県、国、地元市町村

・平成20年5月 国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等

※「富士山憲章山梨県推進会議」＝県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表等

・平成20年5月 (幹事会) 平成19年度事業報告、平成20年度事業計画、憲章キャンペーンの実施について

(3) 富士山ボランティアセンターの活動(平成12年7月1日設置)

・環境保全に関する情報の受発信(ホームページでのニュースの発行、メルマガの配信等)

・富士山エコトレッキングの実施(7月12日、10月25日、11月1日の3回)

・富士山環境学習支援プログラムの実施

富士ビジターセンターでの「環境学習会」:10件、269名

学校等への「出張講座」:6件、653件

- ・富士山麓環境美化推進ネットワークの運営
- ・富士山五合目自然解説業務（平成 20 年 5 月～10 月）解説を受けた人数 4,171 名
- ・第 6 回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数 300 点

(4)富士山レンジャーの設置

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(非常勤職員)として「富士山レンジャー」を設置。

- ・平成 17 年 6 月 1 日付けで 2 名採用(任期:最長 5 年)
- ・平成 17 年 7 月 1 日活動開始
- ・平成 20 年 4 月 1 日付け 2 名増員(全国公募により採用)し、4 名体制で活動開始。

(5)富士山原始林への青木ヶ原樹海追加指定(学術文化財課)

天然記念物「富士山原始林」は、富士山北西部の特徴的な植生の保護を目的として、精進口登山道の両側百間(181.8m)及び大室山、弓射塚、御庭・奥庭のそれぞれ優れた植生を持つ地域が大正 15 年(1926)2 月に指定され、以降も植生の維持が図られてきました。

しかし、現在の指定範囲は精進口登山道を中心とする細長い地域が中心であり、青木ヶ原樹海の多様な環境を将来的に保護していくためには、より広い範囲での指定が必要と考えられます。そこで今回、既指定地に隣接した東西約 2,500m、南北約 5,000m にわたる青木ヶ原樹海のほぼ中央部を追加範囲とし、「富士山原始林および青木ヶ原樹海」として H21 年度の指定に向け、作業を実施しています。

- ・追加指定検討のための現地調査(8 月)
- ・第 1 回保存管理計画検討委員会の実施(10 月)
- ・追加予定地域の植生予備調査(10～11 月) ※本調査は H21 年度実施
- ・追加予定地域の利用に関する聞き取り調査(12～1 月)

(6) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(観光資源課)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成 16 年 7 月 1 日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、①ガイドラインの遵守、②新規参入事業者等への周知徹底、③現地検証、④ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・2 回開催（12 月 17 日、3 月 26 日 ガイドラインの見直し等について意見・情報交換 他）

(7)富士スバルラインのマイカー規制について(道路整備課)

富士山五合目の交通渋滞を解消するため、夏山シーズンの最も利用者が多い 8 月中旬において、平成 6 年からマイカーの乗り入れ規制を実施しています。

また、マイカー規制日以外の 7・8 月の週末、5 合目付近の沿道駐車場を利用した、無料連絡バスの運行による渋滞対策を、平成 19 年度から併せて実施しています。

・マイカー規制 平成20年8月9日(土)～8月18日(月)、23日(土)～24日(日)の12日間

・五合目渋滞対策

第1回 平成20年7月18日(金)～21日(月)

第2回 平成20年7月25日(金)～27日(日)

第3回 平成20年8月1日(金)～3日(日)

(8)富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。この条例は、次の四つの柱で構成されています。

①航行の制限

船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。

②船舶の届出

富士五湖で船舶を航行させようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。

なお、現在、航行船舶の届出等の手続については、富士五湖を有する関係町村で行っている。

③規制基準の遵守

船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。

④富士五湖環境監視員

富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

区 分		山中湖村	富士河口湖町	身延町	合 計	
モーターボート	地元のもの	315	481	2	798	
	その他	県内	131	426	0	557
		県外	2,636	9,490	48	12,174
		小計	2,767	9,916	48	12,731
	合 計	3,082	10,397	50	13,529	
水上オートバイ	地元のもの	44	78	6	128	
	その他	県内	177	396	6	579
		県外	5,053	6,311	315	11,679
		小計	5,230	6,707	321	12,258
	合 計	5,274	6,785	327	12,386	
合 計	地元のもの	359	559	8	926	
	その他	県内	308	822	6	1,136
		県外	7,689	15,801	363	23,853
		小計	7,997	16,623	369	24,989
	合 計	8,356	17,182	377	25,915	

富士五湖航行船舶届出状況表(届出市町村別)(平成21年3月31日現在)

(9) 富士山の総合保全対策に関する研究(森林環境総務課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、観光地、リゾート地としての開発が進み、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われていています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査し、富士山の特異で貴重な自然生態系を保全するため自然生態系の循環機構を明らかにし、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

環境科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、その研究は次のとおりです。

○プロジェクト研究

- ・富士山五合目樹木限界の生態系に攪乱が及ぼす影響の評価に関する研究(平成 19～24 年度)
- ・富士山における環境指標生物を対象にした保全生物学術的研究(平成 19～24 年度)

1-2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、平成 20 年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(観光資源課)

① 富士山五合目～山頂のゴミ投棄への対応

ア 富士山クリーン作戦の実施『(財)富士山をきれいにする会、昭和 37 年～』

- ・8 月 9 日実施、1,500 名参加、収集量 330kg

イ 山岳ボランティア富士山クリーン作戦の実施(山梨県山岳連盟に委託)

登山道を外れた区域(吉田口・須走口山頂付近及び 6～8 合目山腹)に放置されたゴミの回収撤去を、山岳団体等ボランティアにより実施。

- ・平成 20 年度の実施状況:9 月 6 日実施、82 名参加、収集量 473kg

- ・吉田口・須走口山頂付近については、静岡県と共同で「富士山頂合同クリーン作戦」として実施。

② 山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成 14 年 12 月～)

- ・山小屋からの全ての排出ゴミの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

③ 山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるゴミの監視を強化するため、民間企業、NPO 法人等、30 団体約 4,180 人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成 16 年 5 月 19 日「富士山麓不法投棄

防止ネットワーク」として発足。平成 17 年 6 月 14 日現行のとおり改称)

- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・ネットワーク会議の開催 10 月 17 日、3 月 19 日
- ・パトロール用蛍光ベストの作製 197 着

(2)特別名勝富士山保存管理計画の改定(学術文化財課)

特別名勝富士山保存管理計画は、昭和 53 年に策定し平成 11 年に改定しましたが、社会経済情勢等の変化や、富士山の世界文化遺産登録を目指すこと等を踏まえ、特別名勝富士山のより適切な保存管理を図っていくため、所要の改定を行いました。

平成 16 年度から学識経験者、関係団体及び関係機関等で構成する検討委員会を設置し、総会・専門家部会・現地調査等を実施し、特別名勝富士山の概要、文化的価値の内容、保存・管理、整備・活用の基本的な考え方などについて検討を進め、平成 18 年 3 月に保存管理計画を改定するとともに、平成 19 年 4 月から施行しました。

(3)その他の事業(観光資源課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

①富士山美化清掃活動への助成

- ・(財)富士山をきれいにする
会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

②富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金